

山口市生活支援ハウス運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱による山口市生活支援ハウス運営事業（以下「本事業」という。）は、高齢者に対して、住居機能、介護支援機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、山口市とする。この場合において、市長は利用者及びサービスの内容の決定を除き、事業の運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 市内に居住する者。ただし、市外に居住する者について、特に市長が認めた者についてはこの限りでない。
- (2) ひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属する原則60歳以上の者であって、家族による援助を受けることが困難で、独立して生活することに不安のある者
- (3) 中程度以上の認知症ではない、介護保険制度における要介護度2未満の者であって、支援のもと自立した日常生活を営むことができる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 常時医療管理下に置かなければならない者
- (2) 他の入所者に迷惑を及ぼす恐れがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(事業の内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対し、住居を提供すること。
- (2) 利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。
- (3) 利用者が虚弱化等にもない、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。
- (4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供等を行うこと。

(実施施設及び利用定員)

第5条 実施施設及び利用定員は、次の表に掲げるとおりとする。

施設名	所在地	定員
高齢者生活支援ハウス「まなご」	山口市徳地八坂1330番地	12人

(職員の配置)

第6条 生活支援ハウスに生活援助員を配置するものとする。

- 2 生活援助員は、第4条第1項第2号、第3号及び第4号に定める事業を行うほか、居住部門の管理を行うものとする。
- 3 夜間時間帯については、宿直体制をとるものとする。
- 4 生活援助員は原則として、ホームヘルパー養成研修等一定の研修を受講した者とする。

(利用の申請)

第7条 本事業を利用しようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 生活支援ハウス利用申請書
- (2) 診断書
- (3) 誓約書

- (4) 親族状況表
- (5) 生活歴の概略
- (6) 戸籍謄本及び住民票
- (7) 身元引受書
- (8) 収入申告書
- (9) 収入申告書に記載されている収入及び必要経費の分かる書類
- (10) 同意書
- (11) その他市長が必要と認める書類
(利用の決定)

第8条 本事業の利用対象者から前条の規定による生活支援ハウス利用申請書の提出があった場合、利用の要否は、山口市基幹型地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、山口市が設置した統括機能をもつものをいう。）に設置する包括ケア会議で審査し、市長が決定するものとし、生活支援ハウス利用決定（却下）通知書により、当該申請者に通知するものとする。

なお、利用対象者は、前条の書類を利用決定後であっても、市長が必要と認めた場合には、再提出しなければならない。

(利用決定の取消及び停止)

第9条 利用者は、決定された事項の取消及び停止を希望するときは、生活支援ハウス利用取消（停止）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、生活支援ハウス利用取消（停止）通知書により、利用者に通知するものとする。

3 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する申請によらないで、決定した事項の内容を取消、または停止することができる。この場合において、市長は、その旨を利用者に通知するものとする。

(1) 第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき。

(2) 入院その他の事由により生活支援ハウス以外の場所で生活する場合で、その期間が3カ月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3カ月を超えるに至ったとき。

(3) 利用者負担金の納入を正当な理由なく3カ月以上遅延したとき。

(4) 死亡したとき。

(5) その他市長が事業の利用を困難と判断したとき。

(利用料)

第10条 利用料については、別表の掲げる利用者負担額を負担しなければならない。

2 利用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

(利用料の決定)

第11条 市長は、前条の規定により利用料を決定した場合、生活支援ハウス利用料（利用者負担額）決定通知書を利用者に通知するものとする。

(利用料の減免)

第12条 市長は、特別な理由があると認めるときは、利用料の一部または全部を減免することができる。

(利用料の更新)

第13条 利用者は、毎年6月末日までに、前年分の収入等に関する第7条第1項第8号及び同条同項第9号を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定によって提出された書類等により利用料を変更する場合は生活支援ハウス利用料変更通知書を利用者に通知するものとする。

(管理運営)

第14条 生活支援ハウスの管理運営については、市長と協議の上、事業者が定めるものとする。

2 事業者は、利用者に対し、必要な生活上の注意を文書により示すものとする。

3 事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(書類の整備)

第15条 事業者は、第4条に規定する業務を行うため必要な帳簿等を整備するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の徳地町生活支援ハウス運営事業実施要綱（徳地町制定）の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

生活支援ハウス利用料（月額）

1 生活支援ハウス利用者負担基準

対象収入による階層区分		利用者負担額
A	1, 200, 000 円以下	0 円
B	1, 200, 001 円～1, 300, 000 円	4, 0 0 0 円
C	1, 300, 001 円～1, 400, 000 円	7, 0 0 0 円
D	1, 400, 001 円～1, 500, 000 円	1 0, 0 0 0 円
E	1, 500, 001 円～1, 600, 000 円	1 3, 0 0 0 円
F	1, 600, 001 円～1, 700, 000 円	1 6, 0 0 0 円
G	1, 700, 001 円～1, 800, 000 円	1 9, 0 0 0 円
H	1, 800, 001 円～1, 900, 000 円	2 2, 0 0 0 円
I	1, 900, 001 円～2, 000, 000 円	2 5, 0 0 0 円
J	2, 000, 001 円～2, 100, 000 円	3 0, 0 0 0 円
K	2, 100, 001 円～2, 200, 000 円	3 5, 0 0 0 円
L	2, 200, 001 円～2, 300, 000 円	4 0, 0 0 0 円
M	2, 300, 001 円～2, 400, 000 円	4 5, 0 0 0 円
N	2, 400, 001 円以上	5 0, 0 0 0 円

注1 1月から6月については、前々年の収入等に基づき利用者負担額を算定し、7月から12月については、前年の収入等に基づき利用者負担額を算定する。

注2 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

注3 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0123004号）の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」（平成18年1月24日老発第0123001号）の第2の1の（1）「前年」の対象収入の取扱い、（3）「収入として認定するものの取扱い」、（4）「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。

2 光熱水費の実費

居住部分の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担し実施施設の長に直接納付するものとする。